

福 介 護 第 3 7 4 号
2018 年（平成 30 年）8 月 21 日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

福 山 市 長
（保健福祉局長寿社会応援部介護保険課）

平成 30 年度介護報酬改定における契約時の説明等について（通知）

平素から介護保険事業の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

見出しのことについて、2018 年（平成 30 年）4 月 1 日以降、「福山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 26 年条例第 95 号）第 7 条第 2 項の規定（別紙参照）に適合していない場合、運営基準減算に該当しますが、居宅介護支援事業所に対する実地指導において、当該基準が遵守されていない事例が散見されています。

つきましては、各事業所において自己点検を行い、契約時に用いる説明文書について、必要に応じて見直しを行ってください。

なお、実地指導において基準に適合していないと認められた場合は、介護報酬の過誤調整を求めることとなります。また、この他の改定事項についても各事業所において御確認いただき、適正な運営に御尽力いただくようお願いします。

【参考】説明文書の内容が不十分な事例

<例 1> 重要事項説明書を一部改定しているが、介護支援専門員が行う業務の説明になっており、利用者が事業所に対し、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができることが不明確。

①介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。

ア～略～

イ 利用する居宅サービスの選択に当たっては、当該地域における複数の指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者又はその家族に提供します。

<例 2> 契約書や重要事項説明書とは別に同意書を作成しているが、文書を交付しての説明が必要な 2 点のうち、「利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること」についての記載がない。

（問い合わせ先）
福山市保健福祉局
長寿社会応援部介護保険課
事業者指導担当
TEL：084 - 928 - 1232

【別紙】

○福山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 26 年条例第 95 号）－抜粋－

(内容及び手続の説明及び同意)

第 7 条

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第 3 条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に要する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年老企第 36 号）－抜粋－

第 3 居宅介護支援費に関する事項

6 ～中略～

(1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、

- ・ **利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること**
- ・ **利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること**

について文書を交付して説明を行っていない場合には、**契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。**

※全文は、本市や厚生労働省のホームページ等でご確認ください。